



マネジメント報告 コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの考え方

当社は、迅速かつ透明性の高い意思決定と実効性のある業務執行の監督により、企業理念である「確かなものづくりを通した豊かな社会の実現への貢献」を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であると捉えて、その実践に努めています。

◆ 迅速な意思決定と機動的な業務執行の役割分担

当社は、取締役会の決定に基づき業務を執行する体制として、執行役員を置き、取締役会による迅速な意思決定と、執行役員による機動的な業務執行ができる体制をとっています。

取締役会は、法令・定款に定める事項、当社の重要な業務執行案件等を決議することとし、これら以外の案件は取締役会から委任を受けた執行役員社長が決定します。執行役員社長が業務執行を決定するにあたり、社長決裁事項の審議機関として、本部長を委嘱された執行役員等で構成する常務会を設置し、慎重な審議を経て意思決定を行います。

また、独立社外取締役2人を選任して、取締役会の意思決定および経営監視について客観性と中立性を高めています。

なお、当社は、2019年6月24日付で、独立社外取締役2人ならびに代表取締役会長および代表取締役社長で構成される指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しました。今後、同委員会における審議の内容が取締役会に答申され、これを取締役会での議論に活かすことにより、取締役および監査役の指名ならびに取締役および執行役員の報酬の決定に関する透明性・客観性を確保することとしています。

◆ 取締役会の実効性評価

当社は、2018年から取締役会の実効性評価を実施しており、2019年2月には、当社取締役会に参加する取締役10人（うち社外取締役2人）および監査役5人（うち社外監査役3人）を対象に、独立した第三者機関を活用したアンケート

調査を実施しました。

アンケート調査については、取締役会の構成、運営、取締役・監査役に対する支援体制、株主（投資家）との対話等の質問に対し、対象者全員が匿名性を確保された状態で回答し、当該第三者機関が集計と分析を担当することにより、客観性の確保を図りました。

評価結果については、2019年4月の取締役会で報告され、概ね取締役会の実効性が確保されていることを確認していますが、役員の指名・報酬の決定のプロセスに関しては改善の余地があるとの認識を共有しました。今後も必要に応じて検討を実施し、さらなる実効性向上を図ります。

◆ 監査機能の充実

監査機能の強化のため、社外監査役3人を含めた5人の監査役が、取締役会や支店長会議等の重要な会議への出席に加え、事業所および子会社の往査などにより法令遵守や業務の監査を行っています。また、事業部門に対する監査を的確に実施するため、2019年4月、各事業部門から独立した組織として業務監査室を設置しました。

◆ 役員報酬

当社の取締役の報酬限度額については、2006年6月29日開催の第105回定時株主総会において、年額550百万円以内とする旨の決議を得ています。また、当社の監査役の報酬限度額については、2006年6月29日開催の第105回定時株主総会において、年額120百万円以内とする旨の決議を得ています。

これらの決議を踏まえ、取締役の報酬額については取締役会の決議により、監査役の報酬額については監査役会の協議により、それぞれ決定しています。

なお、第118期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）において取締役および監査役に支給された報酬額については次表のとおりです。

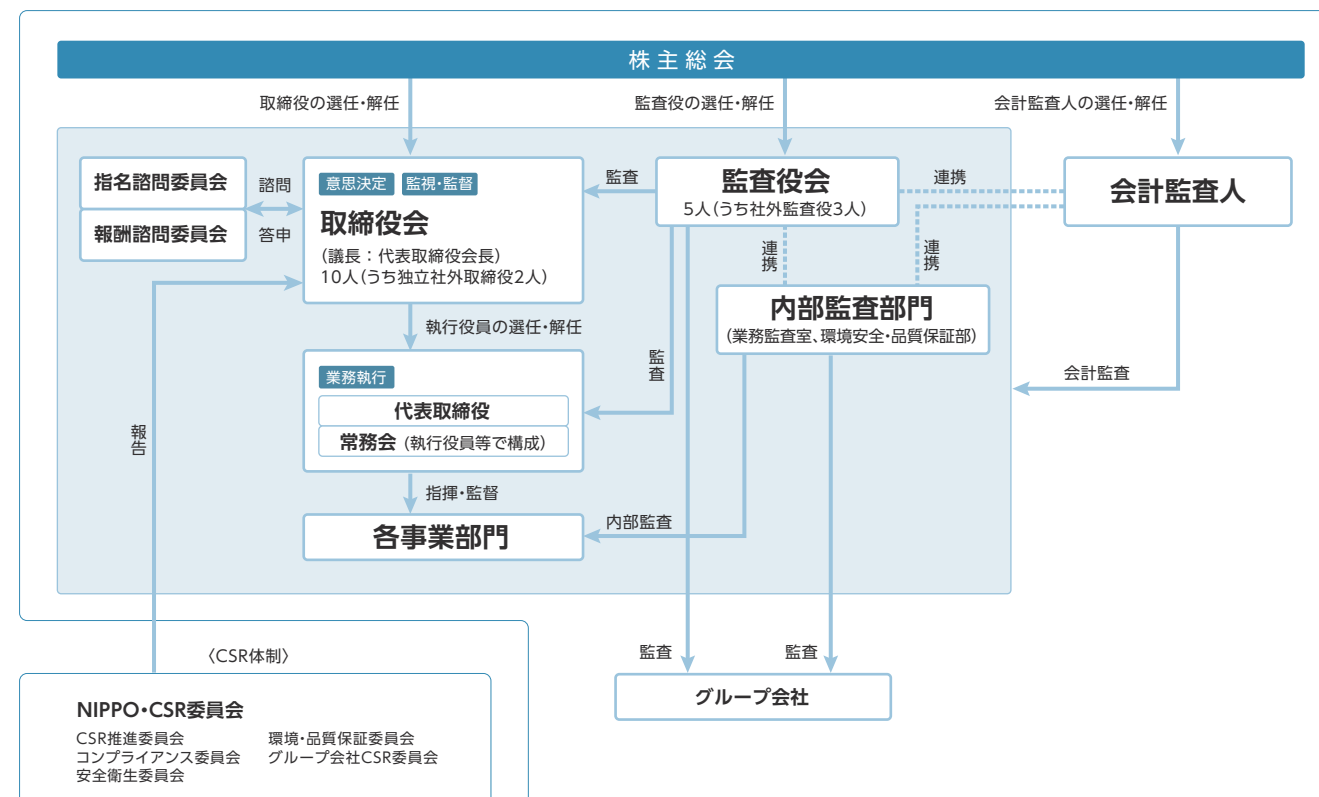
	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の 金額(百万円)		対象となる 役員の人数(人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	338	265	72	10
監査役 (社外監査役を除く)	48	38	9	2
社外取締役	19	19	—	2
社外監査役	37	29	7	3

※上記には、当期中に退任した取締役2人に対する支給額を含んでいます。

◆ 内部統制システムの整備・運用

適正な業務執行を確実にするため、内部統制システムを整備・運用するとともに、内外情勢・経営環境の変化に応じて、これを随時見直し、より適切で実効性ある内部統制システムを整備・運用していきます。また、グループ会社を含めたNIPPOグループ全体の業務の適正性を確保するため、グループ内部統制の整備・運用も進めています。その一環として、グループ会社における経営上の重要な意思決定事項は、親会社である当社の取締役会に付議することをはじめ、グループ各社における規程類や制度・仕組みの整備、とりわけ法令等に適合した事業活動を行っていくための体制の整備を指導し、それらの運用状況をモニタリングしています。

■ コーポレート・ガバナンス体制図



私のCSR 本社 経理部 松野 祐太

決算業務の一つである開示業務では、金融商品取引法等に基づき適正な経営成績、財政状態を開示することが求められます。経理の業務に留まらず、他部門の社内業務を理解することが適正な開示へとつながるため、社内業務にアンテナを張るとともに、新会計基準の理解に努め、また、情報漏洩にも留意しています。



私のCSR 本社 事務センター 中村 茜

事務センターで情報管理をする上で気を配っていることは、迅速で的確な情報開示ができるように文書を管理することです。新本社に移転後、文書保管のために外部倉庫を利用するようになりました。文書を外部倉庫へ保管する際に、どの書類がどの箱に保管されているかをすぐに分かるように記録をして、外部倉庫の文書がすぐに手元に届くようにしています。



マネジメント報告 CSRマネジメント

NIPPOのCSR

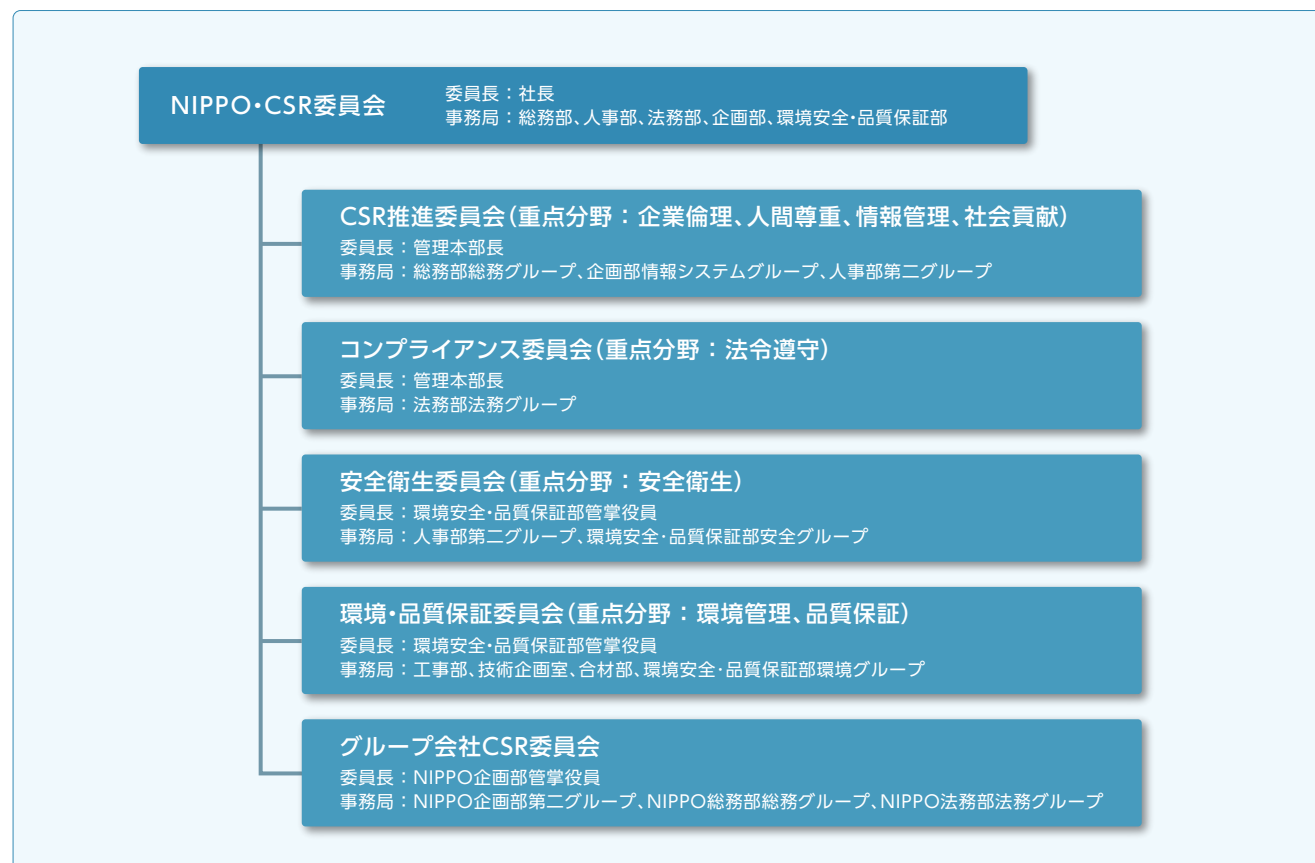
当社は、当社の企業理念およびJXTGグループ理念を実現するため、当社の行動指針およびJXTGグループ行動基準に基づき誠実にあらゆる企業活動を行うことにより、社会に対する責任を着実に果たし、全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼を得られる企業グループの確立を目指すことを基本方針としています。

当社においては、①企業倫理②法令遵守③人間尊重④情報管理⑤社会貢献⑥安全衛生⑦環境管理⑧品質保証の8項目を当社のCSR活動における重点分野として定めるとともに、当社におけるCSRへの取り組みを一体的に推進するた

め、当社のCSR活動に関する最高機関として、社長以下の各役員を委員とする「NIPPO・CSR委員会」を設置し、審議した内容については取締役会に報告することとしています。

また、重点分野への取り組みにあたっては、NIPPO・CSR委員会の下に、「CSR推進委員会」「コンプライアンス委員会」「安全衛生委員会」「環境・品質保証委員会」の各専門委員会を設置するとともに、グループ会社におけるCSR活動を推進するため「グループ会社CSR委員会」を設置しています。当社においては、これらのCSR推進体制について「NIPPOグループCSR基本規程」として定めて全従業員に周知するほか、開催された委員会の協議内容について社内ネットワークに公開することによって、全従業員のCSR意識向上に活用しています。

■ CSR推進体制



私のCSR 九州支店 福井 一史

現業事業所で総務担当をしています。日々業務に関連する法令や社内規程を具体的に認識した上で従事すると同時に、自身に不足している知識を習得するよう努めています。また、事業所の定例会議において留意すべき各種法令や通知事項を発信し、共有することで従事者全員がコンプライアンスへの高い感度を持てるよう取り組んでいます。



マネジメント報告 コンプライアンス

コンプライアンスの徹底

当社は、コンプライアンスの推進・徹底を図るため、様々なコンプライアンス活動を継続的に行っています。

◆ 遵法意識の徹底と違法行為排除の推進 《コンプライアンス教育の継続的实施》

当社では、従業員の役職・資格に応じて行う人事研修において、必ずCSR・コンプライアンスに関する教育を行っています。従業員のコンプライアンス意識の啓発を図るほか、建設業法・廃棄物処理法などの重要な法令についての研修を適宜実施し、当社における適切な業務遂行のために必要な知識の習得に努めています。

《独占禁止法違反事件の再発防止策の推進》

当社は、独占禁止法違反事件の再発防止策として2016年から、①コンプライアンス体制の改革(社内規程の整備等)②適正な受注活動を確保するための施策(独占禁止法研修の開催等)③組織・人事的対応(営業担当者のローテーション等)の3項目を柱とする施策を公表し、継続して実施しています。

2018年度においても、本社ならびに全国の各支店および統括事業所において、当社の役員・従業員に加えて主要グループ製販会社社長などを対象として独占禁止法遵守のための研修会を開催し、合計890人が出席しました。

また、本社および各支店の営業担当者を対象として、セルフチェック(書面アンケート)を実施するほか、法務部および外部専門家(弁護士)によるヒアリングを実施することにより、遵法意識・法令理解の状況について確認を行っています。



NIPPOグループ改良・改善事例報告会

《遵法状況点検の実施》

当社は、本社・支店・統括事業所などの各事業所において、業務が適切に行われていることを確認するため、当社の従業員が遵守すべき法令・社内ルール等をまとめたチェックリストを用いて、毎年定期的に、自主点検を行う活動(遵法状況点検)を実施しています。

また点検の結果、明らかとなった問題点については速やかに改善を図るとともに、本社所管部を中心としてフォローアップを行っています。

◆ 規程類・各種契約の適正性の確保

当社は、業務の適切な遂行を図るため、社内規程類が法令等に適合するものであるかどうかについて定期的に見直しを行っています。

また、当社が締結する契約に関しては、法務部門が適切にその内容を審査することにより、取引等の安定性・適正性を確保しています。

◆ 内部通報制度の運用

当社では、法令等に違反する行為の未然防止・早期発見・是正を図るため、「内部通報取扱規程」を制定し、内部通報制度を運用しています。

当社およびグループ会社の社員やこれらの請負先の社員などにおいて、職制を通じた解決を図ることが困難な問題が発生し、または発生する恐れがある場合には、内部通報制度を利用して、社内窓口(法務部長)または社外窓口(弁護士)に対して通報することができます。通報があった場合は、当社としてしかるべき調査を行い、問題が確認された場合には、是正措置に加えて必要に応じて再発防止策を講ずることとしています。

また当社は、通報に関する情報管理を徹底するとともに、通報者に対する不利益取り扱いを固く禁じており、内部通報制度が適切に機能するよう努めています。



私のCSR 関東第二支店 山田 史顕

私は支店管理部で経理関係を担当しています。経理に携わり、「税務コンプライアンス」という言葉に触れる機会が増え、「税務に対する認識不足での事務処理がもとで、思わぬ税務リスクを負う」ということをより意識するようになりました。今後もさらに税務等の知識を深め、都合の良い解釈や安易な処理とならないよう注意し、専門的な立場で現業務への指導・支援を行います。



マネジメント報告 リスクマネジメント

情報管理体制

当社では、情報管理体制を整備し、必要な情報の適正かつ適宜な開示と、情報漏洩の未然防止等に努めています。

◆ 情報管理に関する社内ルールの整備

各種機密情報(会社の営業情報、技術情報、マイナンバーを含む個人情報等)の取り扱い、管理方法、セキュリティ対策などに関する規程を定め、情報漏洩が発生しないよう厳重な管理を行っています。これらの諸規程はイントラネット上に掲載され、関係従事者が常時閲覧可能な状況になっています。また、関係会社に対しては、別途情報管理ガイドラインを定め、指導を行っています。

◆ 適時開示

関連法令や東京証券取引所が定める上場諸規則等を遵守し、様々な重要情報の適時適切な開示を行い、IR活動に努めています。併せて、インサイダー取引を発生させないために、厳しい管理体制をとって未然防止を図っています。

◆ 教育・指導

情報に関する各種の法規制や社内ルールが遵守され、適切な情報管理が行われるよう、繰り返し社内教育活動を行うとともに、遵法状況点検を年一回全事業所にて実施し、フォローアップを行っています。一方、社内の個別指示以外にも、イントラネットを通じて定期あるいは臨時に発行される



社内教育の様子

「IT通信」により、必要な情報や参考資料の社内提供を行っています。

◆ 危機管理体制

当社は、会社経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態に備え、被害を最小限に抑えるために取るべき対応をまとめた「危機管理マニュアル」を定めています。当マニュアルで緊急連絡体制を整備し、迅速かつ的確に不測の事態に対応することとしています。

◆ 事業継続計画(BCP)

当社は、社会的責任として、災害発生時には復旧の生命線である「道路を中心としたインフラ復旧」を積極的に支援するとともに、自社施工中の現場、竣工引渡し物件の早期復旧ならびに、取引先の事業再開に向けた支援等を行います。

そのために、「非常災害対策規程」に基づき、まず従業員とその家族の安全を確認するとともに、会社施設の速やかな復旧と保全を図り、いち早く復旧支援体制を構築することを目的として、事業継続計画(BCP)を策定しています。



消火訓練の様子



私のCSR 東北支店 佐藤 豊

支店管理グループでは個人情報を含め機密情報を扱うほか、会社支給のスマートフォン等の管理業務を行います。緊張感を持って自部署内での管理を行うのはもちろん、業務を行う中で折に触れ情報管理の社内ルールが徹底されているかを確認し、支店管内の情報セキュリティ意識が高まるよう努めています。